

日本支援者支援学会 会則

制 定：2026 年 5 月10日

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は日本支援者支援学会と称する。英文名称は、Japan Association for Supporter Support（略称 JASS）とする。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、理事会の定める場所に置く。

【目的】

第3条 本会は、支援者支援をめぐる理論・研究・実践を学際的に結集し、研究者・実践者相互の交流と協働を促進することにより、支援者が持続可能なかたちで支援を続け得る社会的・組織的・文化的条件を明らかにし、その社会実装を推進することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 支援者支援に関する学術大会、研究集会、シンポジウム等の開催
- (2) 学会誌およびニュースレター、研究成果の発信
- (3) 学際的共同研究および実践研究の促進
- (4) 支援者支援に関する研修・教育活動
- (5) 社会提言および政策形成への学術的貢献
- (6) 支援者支援に関する国際的学術交流・国際的活動の推進
- (7) 関係学術団体等との連携及び協力
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

【種別】

第5条 本会の会員は、次の四種とする。

- (1) **正会員** 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) **学生会員** 大学、大学院またはこれらに準ずる学校の在籍学生で、本会の目的に賛同して入会した学生。
- (3) **賛助会員** 本会の事業を賛助するために入会した個人、団体及び法人。なお、賛助会員規程については、別に定める。

(4) **名誉会員** 本会の発展に特に顕著な功績のあった者で、理事会の推薦および総会の承認を経て選任された個人。

【入会と推薦】

第6条 正会員、学生会員または賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。本会の入会資格は次のとおりとする。

- (1) **正会員** 学校教育法における大学、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）において、近接諸科学（社会福祉学・心理学・教育学・医学・獣医学・看護学等）を専攻し卒業している個人、対人援助・対人支援の国家資格を有する個人、もしくは、その他理事会で入会相当と認める個人。正会員は、入会の申請にあたっては、正会員2名の推薦を要することとする。
- (2) **学生会員** 現在、学校教育法における大学院、大学において、近接諸科学（社会福祉学・心理学・教育学・医学・獣医学・看護学等）を学び、正会員1名以上より推薦を得た個人であって、推薦人より倫理教育を受けている個人。
- (3) **賛助会員** 本会の事業に賛同し、賛助会員となることを希望する個人もしくは団体及び法人。

【会費等】

第7条 会員は、別に定める会費規則に従い、入会金および年会費を納めなければならない。既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

【会費の納入期限】

第8条 会員は毎年3月31日までにその年度の会費を納めなければならない。

【退会】

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未入金の前年度分会費がある場合はすべて納入しなければならない。

第2章 会員

【会員資格停止・除名】

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって戒告、会員資格の停止、除名とすることができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 社会的規範を逸脱し本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、戒告や資格停止、除名をすべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を戒告、資格停止、除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

【会員資格の喪失】

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。
- (3) 当該会員が団体または法人であり、当該団体または法人が解散したとき。
- (4) 本会が別に定める倫理事項に反する行為が認められた場合。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員および顧問

【役員の種類と定数】

第12条 本会には次の役員をおく。

- (1) 理事（8名以上12名以内）（なお、当面の間、若干名とする）
- (2) 監事（2名）（なお、当面の間、若干名とする）
- (3) 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。

【役員の任期】

第13条 役員の任期は3年とし、再任をさまたげない。

【役員を選任】

第14条 理事及び監事は、総会の議決によって正会員からこれを選任する。

- 2 会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
- 3 副会長は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 4 設立時の役員については、設立総会において発起人会が推薦し、出席正会員の承認をもって選任されたものとする。

【理事の任務】

第15条 理事は、理事会を構成し、第4条に定める事業執行に当たる。また、互選により会長を選出する。

- 2 会長は、会務を統括し、本会を代表するとともに、理事会を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、学会の適正な運営のため、理事会の開催ごとに、前回理事会以降に行った職務

の内容について、理事会に報告しなければならない。

【監事の任務】

第 16 条 監事は、本会の業務監査及び会計監査を行い、理事会および総会に報告する。

第 4 章 会議

【総会】

第 17 条 総会は正会員をもって組織され、会の重要事項を審議する。

- 2 総会は年 1 回開催される他、理事会が必要と認めた時に開くことができる。
- 3 総会の招集は会長が行い、議長となる。
- 4 会議の決議はこの会則に別段定めがある場合を除き、総会出席の正会員過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、会則の変更は、総会出席の正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

【理事会の設置】

第 18 条 本会に理事会を置く。

【理事会の構成】

第 19 条 理事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事
 - (2) 会長
 - (3) 副会長
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。

【理事会の権限】

第 20 条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (3) 委員会の設置、構成および運営に関する事項
- (4) 会則および諸規程の運用に関する事項
- (5) 会則の施行に関しての細則および申し合わせ等に関する事項
- (6) その他、会長が必要と認めた事項

【理事会の招集】

第 21 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事の3分の2以上から、目的を示して請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

【理事会の成立】

第22条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

2 前項の出席には、オンライン会議システム等を用いた参加を含むものとする。

【理事会の議決】

第23条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

【理事会の議長】

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、副会長または理事会にて承認された者がこれを代行する。

【理事会の議事録】

第25条 理事会の議事については、議事録を作成し、後の理事会にて確認了承を受けた上で、これを保存する。

第5章 事務局

【事務局】

第26条 本会は、事務を処理するために、会長のもとに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、会長の指名とする。その他の職員は会長が任免する。

4 事務局長の任期は役員改選時より3年とし、再任をさまたげない。

第6章 会計

【会計】

第27条 本会の会計は次による。

(1) 入会金は、正会員 2,000 円、学生会員 1,000 円とする。

(2) 年度会費は、正会員 4,000 円、学生会員 2,000 円とする。

(3) 会計には、入会金や年会費の他に、寄付金やその他の収入を含めるものとする。

(4) 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 名誉会長と顧問

【名誉会長】

第28条 本会には名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会に特別な功労のあった者で、理事会の議決によって決定する。
- 3 名誉会長の任期は定めない。

【顧問】

第29条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が理事会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第8章 附則

【設立時特例】

第30条 本会の設立にあたり、次の各号に定める事項については、設立時特例として取り扱うものとする。

- (1) 本会の設立準備のため、設立発起人会を設置する。
- (2) 設立発起人会は、設立趣意書の作成、会則案および諸規程案の策定、設立時会員の募集、初年度事業計画案および収支予算案の策定等、ならびに設立総会の準備を行うものとする。
- (3) 設立発起人会の世話人代表は、設立総会において議長を務めるものとする。
- (4) 本会設立時に選任された役員任期は、本会会則第13条を適用し、設立総会の日から起算し最初の役員任期終了時までとし、再任をさまたげない。
- (5) 設立総会以前の正会員の入会については、設立発起人またはすでに正会員として認められた者1名の推薦に代えることができる。また、入会の可否については、設立発起人代表が提案し、設立発起人会にて決定することとする。
- (6) 設立初年度の会費は、設立時会員募集に基づき、2026年4月1日より発生するものとする。ただし、当該会費は、設立総会において本会の設立および会則が承認された時点で、正式な会費として確定するものとする。
- (7) 設立総会以前に徴収された会費および拠出金は、設立準備金として管理し、設立総会の承認をもって本会の会計に帰属するものとする。また、設立準備金として、設立発起人会の管理のもと、必要に応じて支出することができる。とする。
- (8) 編集委員会、倫理委員会その他の委員会は、設立総会后、初代理事会の決議をもって正式に発足するものとする。ただし、設立総会時の会員への広報を考慮し、それ以前に活動を開始することができる。とする。

【付記】

- 1 本会則は 2026 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 本会の設立年月日は、設立総会が行なわれた 2026 年 5 月 10 日とする。